

遊休農地等の拡大防止に向けた農地の活用に関する意見書

現在、我が国の農業において、耕作がされず、今後も耕作される見込みがない遊休農地等が拡大し、地域の農地が適正に利用されなくなることが問題となっている。

名古屋市においても、農業従事者の高齢化により世代交代が迫られる中、小規模な農業経営で得られる収入のみでは生計が成り立たず、後継者が不在となり、遊休農地等が拡大することが懸念されている。

このような状況の中、遊休農地等のさらなる拡大を防止するためには、維持が困難となった農地の農業以外の用途を含めた活用が不可欠であるが、市街化区域の農地とは異なり、特に郊外の市街化調整区域内の農業振興地域における農地においては、農地法や農業振興地域の整備に関する法律などによる規制が支障になる場合がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、遊休農地等の拡大を防ぐため、維持が困難となった大都市近郊の農地の有効活用に向けた課題を研究し、必要に応じて法改正を検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
農林水産大臣		